

**総合療育センター  
食堂事業者募集要項**

**令和4年12月**

**北九州市保健福祉局障害者支援課**

# 食堂事業者募集要項

## 1 趣旨

北九州市立総合療育センターでは、施設利用者や外部の方も気軽に利用できる食堂を整備している。

平成30年度に結んだ現運営事業所との契約が、令和5年3月31日に期間満了になるため、令和5年4月以降に、食堂を運営する事業者を公募にて募集・選定するもの。

なお、当該センターは障害福祉施設であることから、障害のある人の雇用を促進し、食堂で働くことを通じて障害のある人の自立と社会参加の実現につなげるとともに、障害のある人と来院・来所された方々が交流する場となることを目的として、障害福祉サービス事業所を対象に公募を実施する。

## 2 総合療育センターの概要

(1) 所在地 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号

### (2) 主な機能

①外来診療 13科目

#### 【内訳】

小児科、内科、精神科、児童精神科、リハビリテーション科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、婦人科、歯科、小児歯科、矯正歯科

②入所・入院 165床（うち短期入所30床）

③通所 児童（～就学前） 40人  
成人（一部15～19歳） 15人

(3) 建物の主たる構造 鉄筋コンクリート造（地上4階建）

(4) 延床面積 22,135.53㎡（立体駐車場、ひさしを含む。）

(5) 駐車場 約110台

### (6) 階構成

1階：外来診療、リハビリテーション（理学、作業、言語聴覚）、地域支援室（各種相談）、放射線（X線等）、厨房、検査室（脳波、筋電図）、**食堂**、おもちゃライブラリー

2階：通所（児童・成人）、管理（スタッフ室、医局、会議室等）、薬剤（薬局等）

3階：第1病棟、第2病棟、手術室、検査室（検体検査）

4階：第1住棟、第2住棟

### (7) **参考**総合療育センター外来患者数

令和2年度 48,749人

令和3年度 59,786人

### 3 応募の要件

- (1) 法人であること（個人による応募は不可）。
- (2) 障害福祉サービス事業所として運営すること（従たる事業所とする場合を含む）。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴対法」という。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 募集説明会に参加していること。

### 4 食堂の概要

- (1) 位置 総合療育センター 1階 食堂
- (2) 使用面積 89.29㎡（厨房：15.05㎡、客席：74.24㎡）
- (3) 使用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日  
 ※使用期間は本市と協議・合意した上での更新は可能  
 （最大令和10年3月31日まで。一年ごとに、行政財産目的外使用許可申請が必要）
- (4) 営業時間 センター開所日（平日）の10時～15時程度を想定  
 ※本市と協議の上、決定。
- (5) 営業内容 食事・飲み物の提供、菓子等の販売
- (6) 行政財産の目的外使用に伴う使用料 月額 63,000円程度  
 ※北九州市財産条例に基づき、建物及び土地の評価額を基準に算出するため、  
 年度毎に変動が生じることに留意すること。  
 ※光熱水費は実費を別途徴収
- (7) 設備・備品  
 食堂には以下の備品を設置する予定である。以下の備品以外で必要と思われるものは、事業者で準備すること。

室名	備品名	サイズ			数量
		幅	奥行	高さ	
客席	木製テーブル	1,500	850	700	3台
	木製テーブル	750	750	700	6台
	木製肘付き椅子	500	545	770	24脚
	カウンターチェア	430	475	950	3脚
	ネットラック	995	470	1,290	1台
厨房	戸棚	1,000	750	1,800	1台
	冷凍冷蔵庫	900	800	1,950	1台
	台	750	750	850	1台
	上火式焼物器	613	425	602	1台
	コールドテーブル	900	600	850	1台
	台	900	600	850	1台
	フードウォーマー	340	540	285	2台
	台下戸棚	1,800	600	850	1台
	IHジャー炊飯器	275	375	245	1台
	台	1,200	600	850	1台

## (8) その他

- ①ごみ処理・店舗内の清掃は、事業者が行うこと。
- ②防犯・防火対策は、事業者が行うこと。ただし、火災発生時には、施設の防火管理者の指示に従うこと。

## 5 募集及び選定のスケジュール

### (1) 募集要項の配付

- 配付期間：令和4年12月6日（火）～12月13日（火）  
※9時から17時まで（土・日を除く。）

- 配付場所：北九州市 保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課  
（北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所8階）  
および、市のホームページに掲載

### (2) 募集説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。  
募集説明会への出席がない場合には応募できませんので、ご注意ください。

- 開催日時：令和4年12月14日（水）13時30分  
※13時15分に開場予定

- 開催場所：北九州市役所 地下2階 第2入札室（北九州市小倉北区内1番1号）

- 参加人数：各団体2名まで

- ※ 参加申込みは令和4年12月13日（火）17時までです。  
「募集説明会参加申込書兼連絡先届出書」《様式2》に記載の上、障害者支援課まで電子メール、またはFAXにてお申し込みください。

- ※ 募集要項などの事前に配付している資料については、当日の再配付はありませんので、忘れずにお持ちください。

### (3) 質問の受付

募集要項等に関するご質問を以下の期間に受け付けます。

- 受付期間：令和4年12月15日（木）～12月20日（火）17時まで

- 受付方法：所定の質問用紙《様式1》に記載の上、障害者支援課まで郵便、電子メールまたはFAXにてご提出ください。電話や訪問による質問は受け付けられませんので、ご注意ください。

- 回答方法：随時、電子メールまたはFAXにて回答します。いただいたご質問とそれに対する回答については、公平性の観点から、全ての参加団体と共有します。

#### (4) 応募申請書の受付

応募申請書を以下のとおり受け付けます。

○受付期間：令和4年12月22日（木）～令和5年1月11日（水）

※受付時間は9時から17時まで（12時から13時及び土日祝日、年末年始を除く。）

○提出場所：北九州市 保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課  
（北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所8階）

○提出方法：障害者支援課にご持参ください。

※書類の不備を含め、受付期間内に所定書類の提出がない場合は審査対象外となります。十分にご注意ください。

## 6 応募に関する事項

### (1) 提出書類

#### ① 応募申請書

ア. 食堂事業者応募申請書 《様式3》

#### ② 団体に関する書類

ア. 団体概要 《様式4》

イ. 団体の代表及び役員名簿 《様式5》

ウ. 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

エ. 法人の登記簿謄本

オ. 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書

カ. 過去2年分の納税証明書（法人税、市税、消費税及び地方消費税）

キ. 直近2年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書

ク. 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）

#### ③ 事業計画書

提案概要 《様式6》

提案書表紙 《様式7》

提案書 《様式8》

※指定された様式以外の書類は原則A4サイズとしてください。

※各様式は、令和4年12月5日（月）以降に、市のホームページに掲載します。

### (2) 応募に係る費用負担

応募する団体の負担とします。

### (3) その他の留意事項

- ① 応募団体は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません（軽微な修正を除く。）。
- ③ 提出された書類は返却できませんので、ご注意ください。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募一団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出された書類は、北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開する場合があります。
- ⑦ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

## 7 審査及び選定に関する事項

食堂事業者の選定に当たっては、外部有識者等による食堂事業者選定検討会（以下「検討会」という。）を開催し、応募団体から提出された事業計画書等について検討します。市は、検討会の検討結果を参考に、食堂事業者を決定します。

### (1) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア. 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する場合。
- イ. 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合。
- ウ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴対法」という。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者であった場合。
- エ. 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている場合。
- オ. 本市から指名停止措置を受けている場合。
- カ. 本市と現在係争中の場合。
- キ. 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。
- ク. 食堂事業者候補の選定に関して、自己の有利になる目的のため、検討会の構成員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合。
- ケ. 他の団体の応募を妨害した場合。
- コ. 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。
  - ※ 上記事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。
  - ※ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合、他の項目の評価を待たずに失格となります。

### (2) 書類審査

応募団体から提出された提案書は、検討会において協議・審査します。

### (3) ヒアリング

提案書の内容や団体の経営状況などについてのヒアリングを実施します。

- ※ 日時、場所、ヒアリング項目などについては、個別にご連絡します。

#### (4) 食堂事業者の決定

市は、検討会の検討結果を参考に、食堂事業者を決定します。

#### (5) 選定結果の公表

選定結果は、市のホームページで公表します。

### 8 選定基準

選定に当たっては、以下の選定基準に基づいて審査を行いますが、特に「運営計画の適確性」を重視して審査します。

また、選定基準のうち、「1(1)食堂の運営に対する理念、基本方針」や「1(2)安定的な人的基盤や財政基盤」、「2(5)衛生管理、安全対策、危機管理体制など」は最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと判断される場合などは、選定されません。

選定基準	選定のポイント
<b>1 食堂事業者としての適性</b>	
(1) 食堂の運営に対する理念、基本方針	○市における障害者の社会参加促進に向けた基本的な政策や計画、あるいは北九州市立総合療育センターの設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した運営に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な運営を行う上で必要な人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○食堂の運営に関する専門的知識や経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
<b>2 運営計画の適確性</b>	
<b>【有効性】</b>	
(1) 食堂の営業計画	○メニューや販売品目が、食堂の効用を最大限に発揮し、その設置目的に沿った成果が得られるものとなっているか。 ○利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう、十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
<b>【効率性】</b>	
(3) 収支計画	○食堂の運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
<b>【適正性】</b>	
(4) 管理運営体制など	○食堂の管理責任者、管理体制が整えられているか。 ○食堂の運営に当たる人員の配置が合理的かつ適切であるか。 ○従事者の能力向上を図るよう考えられているか。
(5) 衛生管理、安全対策、危機管理体制など	○衛生管理対策や日常の事故防止などの安全対策、事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○非常時の危機管理体制などが十分考えられているか。

## 9 業務実施上の留意事項

### (1) 法令等の遵守

食堂の管理運営に当たり、法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

### (2) 個人情報の取扱いについて

北九州市では、個人情報の保護を図るため、北九州市個人情報保護条例を定め、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。食堂事業者においても、本条例の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

## 10 その他

### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

食堂事業者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

#### ① 食堂事業者の責めに帰すべき事由による場合

食堂事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、市は行政財産目的外使用許可を取り消すことができるものとします。その場合、市に生じた損害は食堂事業者が賠償するものとします。

#### ② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び食堂事業者いずれの責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は使用許可を取り消すことができるものとします。

### (2) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、応募団体（従業員を含む。）が、暴力団等である又は関わりがあると判明した場合には、以下の措置をとります。

- ・使用許可前…許可はできません。
- ・使用許可後…許可を取り消します。

## 11 問合せ先

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号（北九州市役所8階）  
北九州市 保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課  
（担当：永井・武田）  
電話 093-582-2424  
FAX 093-582-2425  
電子メール ho-shougai@city.kitakyushu.lg.jp